

秋田県総合食品研究センター倫理審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県総合食品研究センター（以下「総食研」という。）に所属する職員が行う、人を対象とした研究について、ヘルシンキ宣言及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「倫理指針」という。）に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、審査を適正かつ円滑に実施することを目的に設置する倫理審査委員会に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 総食研に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、倫理審査申請があった時は、倫理指針等を踏まえ、倫理的及び科学的な観点から審査を行う。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号いずれかの要件を満たす委員5名以上をもって組織する。ただし、公平かつ適正な審査を行うために有識者等総食研職員以外の者を2名以上含むほか、男女両方の委員により構成されるものとする。

- (1) 総食研の総務企画室長
- (2) 医学・医療の専門家を含む自然科学の有識者
- (3) 倫理学・法律学の専門家を含む人文・社会科学の有識者
- (4) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者
- (5) (1) から (4) までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

2 前項の委員は、総食研所長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総食研総務企画室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠席のときは、副委員長がその職務を代行する。

(審議)

第5条 委員会は、倫理審査の申請があった場合や委員長が必要と認めた場合に、委員長が

招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員5名以上の出席がなければ、会議を開き、審議を行うことができない。
- 3 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、委員会の審議及び審査の判定に同席してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究に関する説明を行うことができるものとする。
- 4 審査を依頼した研究責任者は、委員会の審議及び審査の判定に参加してはならない。ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができる。
- 5 審査の対象となる研究に利害のある委員は、委員会の審議及び審査の判定に同席してはならない。ただし、申請する側としてその会議に出席することができるものとする。
- 6 総食研所長は、委員会の審議及び審査の判定に同席してはならない。ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができる。
- 7 委員長は、必要に応じて委員以外の有識者等に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総食研総務企画室が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

この要綱の施行に伴い、秋田県総合食品研究センター倫理審査委員会設置要綱（令和元年12月3日施行）は廃止する。

(令和6年4月1日 改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。